諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１７年１２月２０日（平成１７年（行情）諮問第６４７号）
答申日：平成１８年7月１４日（平成１８年度（行情）答申第１８１号）
事件名：福岡拘置所動体管理システムの導入時等に取得した設計図等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「福岡拘置所殿向け，総合警備システムタッチパネル取扱説明書に係る同システムが平成１７年５月頃，更新整備された際に取得した同システム更新整備に伴う設計図」並びに「福岡拘置所動体管理システム取扱説明書並び取扱マニュアルに係る同システムが導入された際，並びその後，更新整備が行われた際に取得した同システム導入時，並び更新整備に伴う設計図，使用機器の一覧表」（これら３つの文書を併せて，以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成１７年９月３０日付け福管総発第３０６号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　「福岡拘置所殿向け，総合警備システムタッチパネル取扱説明書に係る同システムが平成１７年ころ更新整備された際に取得した同システム更新整備に伴う設計図」に関し「総合警備システム，夜間巡回表示装置仕様書」１枚目，「一般事項，７．その他の①」に「機器は本仕様書及び設計図に示された機能がすべてに発揮されるよう施工し，本仕様書及び設計図（後略）」と記載されている「設計図」の文書隠しが行われていることは明白であり，同文書の開示決定を求める。

イ　「福岡拘置所動体管理システム取扱説明書並び取扱マニュアルに係る同システムが導入された際，並び，その後，更新整備が行われた際に取得した同システム導入時並び更新整備に伴う設計図，使用機器の一覧表」に関し「センサー型動体管理システム仕様書」内，「一般事項７，その他（１）」に「機器は本仕様書及び設計図に示された機能がすべてに発揮されるよう施工し，本仕様書及び設計図（後略）」と記載されている「設計図」並びに同仕様書内「特記仕様，５．一般共通事項（４）使用機器」に「一覧表を作成し（後略）」と記載されている「使用機器の一覧表」の文書隠しを行っていることは明白であり，これらの文書の開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　諮問庁は，本答申書第３の２で「総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書に記載された「設計図」は，落札した企業が作成した設計図を指すが，（中略）当該企業から当該設計図を取得していない。これは，拘置所が当該警備機器の更新等に係る工事を行うわけではなく，かつ，当該警備機器が故障した際も，同所職員が修理することは技術的に不可能であり，施工した企業に修理を依頼することとなることから，当該設計図を取得する必要はない。」と主張する。しかしながら，

（ア）福岡拘置所が当該機器の更新工事等行わないのは当たり前のことであり，だから，当該機器等の機能がいかんなく発揮されているか，当該設計図が必要であるから，総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書内「一般事項７その他①」において取り決めをし，記載されているのである。

（イ）諮問庁は，以前，平成１６年度（行情）答申第２０５号第３の２で「仮に当該機器が故障した場合には，福岡拘置所に勤務する技官が対処するか又は生産メーカーに連絡し」と主張しており，当然，拘置所内には技官が勤務することから，同技官で修理等できる範囲内が存在する。もって当該設計図がなければ，同修理，構造上の問題等も対応できない。

（ウ）「当該機器が故障すれば施工した企業に依頼するので，当該設計図を取得する必要はない。」という点も，当該企業はあくまでも「企業」であり，倒産等することも考えられる。また，当該拘置所の支所である小倉拘置支所では，実際に施工等した企業へ修理依頼をしておらず，これは当該拘置所でも同様である。このような場合，当

然，「当該設計図」などが必要となることは明らかである。

（エ）さらに，総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書内「一般事項７その他①」の記載内容をみれば，「機器は本仕様書及び設計図に示された機能がすべてに発揮されるように施工し，本仕様書及び設計図に記載のない場合でも技術上又は当然必要と思われる事項は，係官の指示，承諾を得て施工する。」とあり，この「係官」とは，正に拘置所の職員や技官を指す。もって同記載からも明らかなとおり，「仕様書」は保有し，設計図は保有していないという主張は措信できるものではない。特に約２，０００万円強（別件，拘置所の物品管理簿，物品出納簿に記載されている。）する当該機器の更新整備に当たって，「仕様書」は必要あるが「設計図」は必要ないなど一般的に措信できず不合理である。第一，そもそも本件に係る「仕様書」とは「工事工作などの内容，手順を図などを入れて説明した書面」のことであり，この「図など」となるものが「当該設計図」や後記する「使用機器一覧表」等となることは常識的なことである。

（オ）総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書等を福岡拘置所が取得したのは，「平成１７年５月に取得した。」と管区等は述べている。審査請求人が本件開示請求を行ったのは，平成１７年７月２５日及び同月２６日付けである。にもかかわらず，総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書の「一般事項７その他①」に「機器は本仕様書及び設計図に示された（中略）本仕様書及び設計図に記載のない場合で技術上又は当然必要と思われる事項は，係官の指示，承諾を得て施工する。」と記載されているのだから，当該設計図が必要なければ当然のことながら総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書内に「当該設計図」の記載をする必要すらない。そうすると，おのずと「当該設計図」が存在していることは間違いないのである。なお，平成１７年５月頃に総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書が取得されたのは，同仕様書内別紙１監視カメラ（更新・移設等一覧表）からも明らかである。

（カ）その上，「監視カメラ（ＴＶカメラ）」でさえ「取扱説明書，据付工事説明書等」が付属品とされているのに，約２，０００万円強もする当該機器に重要な「当該設計図」は必要なく存在しないなど，措信できることではない。

イ　諮問庁は，本答申書第３の２で「センサー型動体管理システム仕様

書に記載された「設計図」は，落札した企業が作成した設計図を指すが（中略）当該企業から当該設計図を取得していない。これは，拘置所が当該警備機器の整備に係る工事を行うわけではなく，かつ，当該警備機器が故障した際も，同所職員が修理することは技術的に不可能であり，施工した企業に修理を依頼することとなることから，当該設計図を取得する必要はない。」と主張する。しかしながら，

（ア）福岡拘置所が当該機器の更新工事等行わないのは当たり前のことであり,だから,当該機器等の機能がいかんなく発揮されているか，当該設計図が必要であるから，センサー型動体管理システム仕様書の「７その他（１）」において取り決めをし，記載されているのである。

（イ）諮問庁は，以前，平成１６年度（行情）答申第２０５号第３の２で「仮に当該機器が故障した場合は，福岡拘置所に勤務する技官が対処するか又は生産メーカーに連絡し」と主張しており，当然，拘置所内には技官が勤務することから，同技官で修理等できる範囲内が存在する。もって当該設計図がなければ，同修理，構造上の問題等も対応できない。

（ウ）「当該機器が故障すれば施工した企業に依頼するので，当該設計図を取得する必要はない。」という点も，当該企業はあくまでも「企業」であり，倒産等することも考えられる。また，当該拘置所の支所である小倉拘置支所では，実際に施工等した企業へ修理依頼をしておらず，これは当該拘置所でも同様である。このような場合，当然，「当該設計図」などが必要となることは明らかである。

（エ）さらに，センサー型動体管理システム仕様書の「７その他（１）」の記載内容をみれば，「機器は本仕様書及び，設計図に示された機能がすべてに発揮されるように施行し，本仕様書及び設計図に記載のない場合でも技術上又は当然必要と思われる事項は,係官の指示，承諾を得て施工する。」とあり，この「係官」とは，正に拘置所の職員や技官を指す。もって同記載からも明らかなとおり，「仕様書」は保有し，設計図は保有していないという主張は措信できるものではない。

（オ）センサー型動体管理システム仕様書等を福岡拘置所が取得したのは,「センサー型動体管理システムに係る警備機器導入後に取得した。」と管区等は述べている。審査請求人が本件開示請求を行ったの

は，平成１７年７月２５日及び同月２６日付けである。にもかかわらず，センサー型動体管理システム仕様書の「７その他（１）」に「機器は本仕様書及び，設計図に示された機能がすべてに発揮されるように施行し，本仕様書及び設計図に記載のない場合でも技術上又は当然必要と思われる事項は,係官の指示,承諾を得て施工する。」と記載されているのだから，当該設計図が必要なければ当然のことながらセンサー型動体管理システム仕様書内に「当該設計図」の記載をする必要すらない。そうすると，自ずと「当該設計図」が存在していることは間違いないのである。なお，センサー型動体管理システムに係る警備機器導入後にセンサー型動体管理システム仕様書が取得されたのは，同仕様書内別紙１監視カメラ（更新・移設等一覧表）からも明らかである。

（カ）その上,「監視カメラ（ＴＶカメラ)」でさえ「取扱説明書，据付工事説明書等」が付属品とされているのに，約１，３６０万円もする当該機器に重要な「当該設計図」は必要なく存在しないなど，措信できることではない。

ウ　次に本答申書第３の５の「使用機器一覧表」は,「拘置所が示した本件仕様書に合致した性能の機器を整備できるか確認するため，入札公告に対する応札を希望する企業が入札に臨む前に同所へ提出する「応札物品証明書」を指すが,福岡拘置所においては,これらの企業から，本件警備機器に係る応札物品証明書を取得していない。これは，当該警備システムを構成する機器が少なく，かつ，比較的簡易な警備システムであることから，応札を希望する企業に対して当該仕様書を示す際に,「当該仕様書に記載された機器に合致するかどうか疑義がある場合には，入札を実施する前に当所あて照会してもらえればその疑義に回答するので，必ずしも応札物品証明書の提出による必要はない」旨説明した結果,どの企業からも応札物品証明書の提出がなかったため,保有していないものである。」についても，上記イ（ア）ないし（カ）と同旨の主張をする。

第３　諮問庁の説明

１　審査請求人は，原処分に係る本件審査請求において，原処分の対象行政文書ではない「総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書」に本件開示請求に係る総合警備システム・夜間巡回表示装置の「設計図」について記載され，同じく原処分の対象行政文書ではない「センサー型動体管理シス

テム仕様書」に本件開示請求に係るセンサー型動体管理システムの「設計図」及び「使用機器の一覧表」について記載されていることから，存在するはずであるとして，それらの文書の開示を求めている。

なお，センサー型動体管理システムは，導入されて以降，更新整備されていない。

2　先ず，総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書に記載された「設計図」及びセンサー型動体管理システム仕様書に記載された「設計図」の保有の有無について，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，当該設計図は，福岡拘置所が示した仕様書に基づき，落札した企業が作成した各設計図を指すが，福岡拘置所においては，仕様書に係る警備機器の更新整備又は導入に関する契約を行うに際して，当該企業から当該設計図を取得していない。これは，福岡拘置所が当該警備機器の更新等に係る工事を行うわけではなく，かつ，当該警備機器が故障した際も，同所職員が修理することは技術的に不可能であり，施工した企業に修理を依頼することとなることから，当該設計図を取得する必要はないため，保有していないものである。

3　ここでいう「故障」とは，当該警備機器本体の根幹部分に不具合が生ずるなど，専門的・根本的な対応が必要となる場合を想定しており，その程度に至らない，より軽微な不具合については，同所の技官が初期対処（配電盤の点検や電管・電球の交換等）を行っているところ，こうした初期対処は，とりわけ特殊な知識が必要となるような複雑なものではなく，同所の技官が有する一般的な知識で対応可能な初歩的な処置である。したがって，技官による初期対処という点に関しても，当該設計図を取得する必要性は認められない。

なお，平成１６年度（行情）答申第２０５号において，諮問庁が，同所において，総合警備システムが故障した場合，生産メーカーに修理を依頼するほか，同所の技官が対処する場合があり得る旨説明しているが，これは，「故障」の概念を，上記のとおり，初期対処で対応可能なより軽微なケースを含めたものとして捉えていることによるものである。

4　審査請求人は，当該警備機器を施工した企業が倒産等することも考えられ，こうした場合，当該企業に修理を依頼することが不可能となることから，各設計図が必要である旨主張する。しかしながら，福岡拘置所で使用している総合警備システム・夜間巡回表示装置と類似した機器は，ビル管理や一般警備システムなど，刑事施設以外においても広く使用されているものであり，基本的な構造自体は特殊なものではなく，当該企業以外の企業においても同様の機器を製造・販売している。また，福岡拘置所で使用

しているセンサー型動体管理システムは，必ずしも一般に広く流通しているものとは言えず，刑事施設以外において広く使用されているとまでは認められないものの，基本的な構造自体は特殊なものではなく，使用されている部品等も汎用性の高いものである。したがって，仮に倒産等により当該企業に修理の依頼をすることが不可能となった場合でも，他の企業での修理が十分可能であり，この点からも，当該設計図を取得する必要性は認められない。

5　次に，センサー型動体管理システム仕様書に記載された「使用機器の一覧表」の保有の有無について，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，当該一覧表は，福岡拘置所が示した仕様書に合致した性能の機器を整備できるかどうかを確認するために，入札公告に対する応札を希望する企業が入札に臨む前に同所に提出する「応札物品証明書」を指すが，福岡拘置所においては，これらの企業から，センサー型動体管理システム警備機器に係る応札物品証明書を取得していない。これは，センサー型動体管理システムを構成する機器が少なく，かつ，比較的簡易な警備システムであることから，応札を希望する企業に対して当該仕様書を示す際に，「当該仕様書に記載された機器に合致するかどうか疑義がある場合には，入札を実施する前に当所あて照会してもらえればその疑義に回答するので，必ずしも応札物品証明書の提出による必要はない」旨説明した結果，どの企業からも応札物品証明書の提出がなかったため,保有していないものである。

6　「応札物品証明書」とは，国の物品調達に際し，入札に対応する物品が国が要求する仕様条件を満たしていることを証明するために，入札に臨む業者が施設等に対して提出するものであり,使用する物品が複数であれば，その形態は一覧表となる。したがって，仕様書中にある使用機器の「一覧表」とは，正しく「応札物品証明書」にほかならないが，「応札物品証明書」という用語は，法令上の正式な用語ではなく，便宜上用いているものであることから，仕様書においては同用語を用いていない。

7　センサー型動体管理システムを導入する際に取得した文書として，仕様書に記載された機器に関する疑問点等について応札を希望する企業から出された質問書が該当するが，同質問書は，入札に際して，必要に応じ一時的に取得し，短期のうちに廃棄するものとして，「法務省行政文書管理規程」（平成１３年３月３０日付け秘文訓第３４０号）上は「事務処理上必要な１年未満の期間」保存することとされている。したがって，落札企業が決まり次第，同質問書は速やかに廃棄されているのが実情である。

8　なお，福岡拘置所において総合警備システム・夜間巡回表示装置の更新整備又はセンサー型動体管理システムの導入の際に作成又は取得したその

ほかの文書について，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，契約書（当該仕様書が添付されている。）及び予定価格調書が存在するが，これらの契約書等の文書を確認した結果，これらの文書に上記の各「設計図」及び「使用機器の一覧表」に該当する文書は添付されていなかった。

また,センサー型動体管理システムを導入する際に取得した文書として，仕様書に記載された機器に関する疑問点等について応札を希望する企業から出された質問書については，落札企業が決定され次第，速やかに廃棄しているため,本件開示請求時点においては既に保有していないものである。

さらに，諮問庁としては，念のため，処分庁を通じて福岡拘置所に対し，同所処遇部門及び用度課事務室の机の中，当該機器の周辺，後ろ側，棚などに本件開示請求に係る文書があるかどうか確認するよう指示したが，その存在を確認することができなかった。

９　したがって，原処分は妥当と認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１７年１２月２０日　諮問の受理
②　同日　諮問庁から理由説明書を収受
③　平成１８年１月１８日　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年４月２６日　審議
⑤　同年５月２９日　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同年６月２２日　審査請求人から補充意見書を収受
⑦　同年７月１２日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書において，総合警備システム・夜間巡回表示装置及びセンサー型動体管理システムの各設計図とは，福岡拘置所が示した仕様書に基づき，落札した企業が，総合警備システム・夜間巡回表示装置及びセンサー型動体管理システムの設計に当たり構造・形状・寸法を描いた図面を指し，センサー型動体管理システムの使用機器一覧表とは，センサー型動体管理システムに使用される複数の機器の一覧表を指すものと認められる。審査請求人は，総合警備システム・夜間巡回表示装置及びセンサー型動体管理システムの各設計図並びにセンサー型動体管理システムの使用機器一覧表があるはずである旨主張し，諮問庁は，これらの文書を保有していない旨主張しているので，以下その存否について検討する。

２　総合警備システム・夜間巡回表示装置及びセンサー型動体管理システム

の各設計図の存否について

諮問庁は，①機器の施工企業から各設計図を取得していないのは，福岡拘置所が当該警備機器の更新等に係る工事を行うのではなく，かつ，当該警備機器が故障した際も，同所職員が修理することは技術的に不可能なため，当該企業に修理を依頼することとなり，各設計図を取得する必要はない，②処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，契約書（当該仕様書が添付されている。）等の文書に上記各設計図に該当する文書は添付されておらず，また，念のため，同所処遇部門及び用度課事務室の机の中，当該機器の周辺，棚などの探索を指示したが，その存在を確認することはできなかったと説明する。

また，諮問庁は，③同所の技官が有する一般的な知識で対応可能な軽微な不具合については，同所の技官が初期対処（配電盤の点検や電管・電球の交換等）を行っているが，当該警備機器本体の根幹部分に不具合が生ずるなど，専門的・根本的な対応が必要となる故障については，当該企業に修理を依頼する，④仮に倒産等により当該企業に修理の依頼をすることが不可能となった場合でも，当該企業以外の企業においても総合警備システム・夜間巡回表示装置と同様の機器を製造・販売しており，また，センサー型動体管理システムに使用されている部品等は汎用性の高いものであり，他の企業での修理が十分可能であることからも，当該設計図を取得する必要性は認められないと説明する。

総合警備システム・夜間巡回表示装置及びセンサー型動体管理システムの各設計図が現に不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所においてこれらの各設計図を保有しているとは認められない。

3　センサー型動体管理システムの使用機器一覧表の存否について

諮問庁は，①使用機器一覧表については，入札への応札を希望する企業が福岡拘置所に提出する「応札物品証明書」のことであるが，福岡拘置所においては，これらの企業から，本件警備機器に係る応札物品証明書を取得しておらず，その理由は，センサー型動体管理システムを構成する機器が少なく，かつ，比較的簡易な警備システムであることから，応札を希望する企業に対して当該仕様書を示す際に，「当該仕様書に記載された機器に合致するかどうか疑義がある場合には，入札を実施する前に当所あて照会してもらえればその疑義に回答するので，必ずしも応札物品証明書の提出による必要はない」旨説明した結果，どの企業からも応札物品証明書の提出がなかった，②処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，契約書（当該仕様書が添付されている。）等の文書に上記使用機器一覧表に該当す

る文書は添付されておらず，また，応札を希望する企業からの質問書についても，落札企業が決定され次第，速やかに廃棄しているため，本件開示請求時点においては既に保有していないとのことであり，さらに，念のため，同所処遇部門及び用度課事務室の机の中，当該機器の周辺，棚などの探索を指示したが，その存在を確認することはできなかったと説明する。

センサー型動体管理システムの使用機器一覧表が現に不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所においてセンサー型動体管理システムの使用機器一覧表を保有しているとは認められない。

４　本件不開示決定の妥当性

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，福岡拘置所において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子